

介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

第 8 期介護保険事業計画に記載の内容				令和 4 年度（年度末見込）		
区分	現状と課題	第 8 期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己 評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>自立した生活を送るためには、要介護状態の悪化を防ぐことが重要です。要支援・要介護状態になる可能性が高い高齢者を把握し、一人ひとりの状況に応じた心身機能の改善を目指して、介護予防・重度化防止への取組みをより一層推進します。</p> <p>また、介護予防やフレイル予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、高齢者の主体的な参加により、地域において介護予防に関する自主的な活動が行われるよう推進します。</p>	介護予防事業の推進	一般介護予防事業の実施 実施回数 48回（月2回、2会場） 参加延人数 1,400人	一般介護予防事業「大筋クラブ」 実施回数 48回 参加延人数 950人	○	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、参加を自粛する利用者が多く、目標値を下回っている。 ・特に、冬期間に参加者が減少しており、寒冷や積雪などで出不精となる方や、会場までの移動に不安を抱える方がいると考えられる。 ・今年度、新型コロナウイルス感染防止の観点から、感染リスクの軽減を最大限図るため、ICTを活用して外部講師とリモート接続し、利用者が安心して参加できる実施体制を整備した。 ・参加者がほぼ女性のため、男性が参加しやすい環境、やプログラム作りを工夫する。 ・広報やチラシ等で活動の様子等を紹介し、より一層の普及啓発を図る。 ・事業の指標・評価として、例えば「参加者の平均的なADL（日常生活動作）の改善度合い」などの見える化について検討する。
②給付適正化	<p>介護保険への信頼を高め、持続可能な制度とするため、介護を必要とする方を適正に認定し、過不足のない真に必要なサービスを提供するよう、介護給付の適正化を図っていくことが重要です。</p> <p>町では、国の「介護給付適正化に関する指針」に基づき、引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要事業を柱として取組みつつ、第 7 期における適正化事業の検証結果等も踏まえ、より具体性・実効性のある構成・内容に見直しを行い、介護給付の適正化を一層推進します。</p>	<p>各種適正化事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の適正化 ・ケアプラン点検 ・住宅改修等の点検 ・介護給付費通知 ・医療情報との突合・縦覧点検 ・給付実績の活用 	現状の各種適正化対策について、課題や検討を踏まえながら、引き続き、効果的かつ効率的な取組みを行う。	<p>計画内容に沿って各種適正化事業を適宜実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の適正化（12カ月） ・ケアプラン点検（1カ月） ・住宅改修等の点検（12カ月） ・介護給付費通知（12カ月） ・医療情報との突合・縦覧点検（12カ月） ・給付実績の活用（12カ月） <p>※住宅改修の事前確認について、施工前の写真や訪問による確認のほか、建築担当者の建築技術的な知見による確認を実施。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン点検について、職員の専門的知識や経験・技術を習得しなければ、適切な支援が困難である。 ・担当職員不足（他業務の兼務等）のため、限られた時間内での実施となり十分に目標達成でない状況である。 ・ケアプラン点検、給付実績の活用（医療情報との突合、縦覧点検）の実施頻度を上げるため、適正化業務の効率化や分業化、その他業務の省力化を図る。 ・費用対効果を見極めながら、外部委託を検討する。